



第 21 号

2019年(令和元年)

発行日 6月 10 日

発 行：中間市人権男女共同参画課

## 人権センターだより

### 《7月は同和問題啓発強調です》

福岡県では毎年7月を「同和問題啓発強調月間」とし、同和問題の解決を自分自身の課題として県民一人ひとりの人権意識の高揚を図るために、本市をはじめ県内の市町村でさまざまな行事を行っています。これに合わせて、街頭啓発をおこないます。当日は、啓発チラシおよびグッズを配布します。

日 時

7/2(火) 10:30から

場 所

イオンなかま店  
出入り口4カ所

第一部

15:00~17:00/会場：大ホール

### なかまの主張～聞いて下さい私の気持ち～

市内中学校・高校生が日々感じた思いを主張します



第二部

18:00~20:00/会場：大ホール

### 同和問題講演会『インターネットと部落差別』



松村元樹さん  
公益財団法人 反差別・人権研究所みえ  
常務理事兼事務局長

今、インターネットによる人権を無視した差別書き込みが社会問題になっています。

今回は、部落問題を中心にインターネットによる差別書き込みの実態や問題、課題などについて講話していただきます。

第7回中間市人権フェスティバル

期日…7月26日(金)  
場所…なかまハーモニーホール

- ◆「人権啓発作品展」
- ◆バザー
- ◆特設人権相談
- ◆着ぐるみ大集合

人KENまもるくん  
あゆみちゃん  
モモマルくん  
なかっぱがくるよ!



13:30~17:00/会場：展示室

### 親子であそぼう人権ひろば

参加対象者：就学前・小学校低学年

今回は、工作系ワークショップをはじめ、昨年好評だった段ボール迷路をおこないます。来てくださいね！



開催日決定!!

# 健康学習会を開催しました



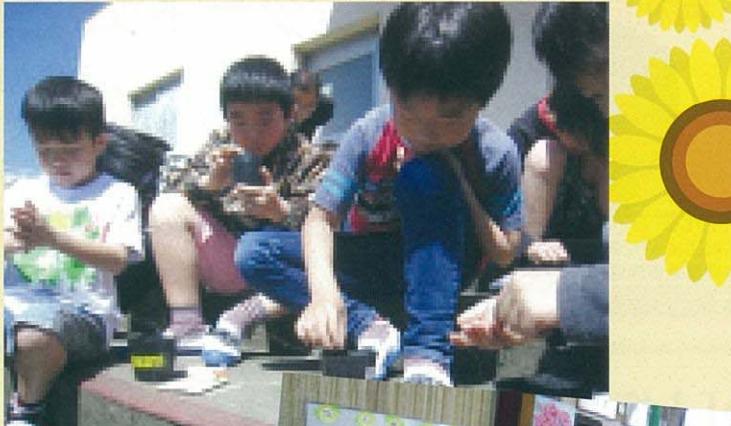
3月10日に、柄本亜紀子さん（みらいクリニック認定足指インストラクター）を講師にお迎えして、「足と姿勢で疲れない体、10歳若がえる！」と題して隣保館講座を行いました。柄本さんより、健康に過ごすためには自分の足指の状態を知ることが大切であること、足指のトラブルは靴を正しく履けていないことが原因であることなどの話しをお聞きしました。そして、足指を元気にする「ひろのば（足指をマッサージする）体操」を参加者みんなをしてみました。

また、自分の足に合った靴選びや靴の履き方を教えていただきました。私たちがこれまであたり前にしてきた常識が間違っていたことに気付かされたこともあり、今後健康に長生きするための役立つ学習会になりました。

## 人権の花運動「ひまわりの種」贈呈式

5月7日中間小学校で人権の花「ひまわりの種」の贈呈式がありました。みんなで協力し、心を込めて花を育てることで、生命の大切さを学び感謝する心を育むことを目的とした運動です。

昨年度、中間北小学校のみなさんが大切に育てくれたひまわりから採取した種を、中間小学校のみなさんへつなぎました。人権擁護委員から生命の大切さ、人を思いやるというお話があったように、今年も大きなひまわりになるようにやさしい心をもって育ててください。



中間小学校3年生



## 「中間市部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に関する条例」が施行されました!!

市内事業所の職場での研修や啓発活動の実施を事業者の努力義務とする（第4条）市民や事業者による差別行為を禁止する（第5条）などが新たに規定されました。

中間市では、平成10年に「中間市人権擁護条例」を制定し、人権施策を推進し基本的人権を擁護するため総合的な対策を図ってまいりました。

平成31年3月議会で、「中間市人権擁護条例」の一部改正が可決され、「中間市部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に関する条例」として平成31年4月1日から施行となりました。

この改正条例は、平成28年に国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布、施行されたことを受け、中間市においても、これらの国の動向及び本市の事情を踏まえ、条例の目的に今一度立ち返り、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障がい者に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害をなくし、差別のないまちを実現することを目的としています。

差別はダメだめん!



### 中間市部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消の推進に関する条例【一部抜粋】

#### （目的）

第1条 この条例は、国民に基本的人権を保障し、法の下の平等について定める日本国憲法、部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現を目指す部落差別の解消の推進に関する法律、障害の有無によって差別されることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律をはじめとする差別解消を目的とした法令及び「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と定める世界人権宣言の理念にのつり、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害をなくし、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の人権意識の高揚を図り、もって市民等による人権擁護の確立された差別のない「人にやさしい、愛のまちなかま」を実現することを目的とする。

#### 【中略】

（市民等の責務）

第4条 市民等は、この条例の本旨を理解するとともに相互に人権を尊重し、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害をなくすため市の推進する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、第1条の目的の達成に向け、職場での研修及び啓発活動を行うよう努めるものとする。（差別行為等の禁止）

第5条 市民等は、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害者に対する差別その他あらゆる差別や人権侵害の行為及び差別事件、事象の発生を助長する行為をしてはならない。

#### 【後略】

※条例の全文については中間市ホームページに掲載しています。

# 第3次中間市 男女共同参画プラン ～きらりⅡ～ を策定しました

平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、同年、男性中心型労働慣行等の変革や女性の活躍推進などに視点をおいた「第4次男女共同参画計画」が策定され、あらゆる場面で女性が活躍できる社会づくりが求められています。

こうした国の動きやこれまでの本市の取組の評価・課題と市民意識調査の結果を踏まえ、令和元年度(平成31)から令和5年度までを期間とする第3次「中間市男女共同参画プラン～きらりⅡ～」を新たに策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、市民の皆さまをはじめ、団体、事業者の皆様にご理解とご協力をいただき、男女共同参画社会の実現に向けて取組んでいきます。



テーマ

元気な風が  
ふくまちなかま  
“ひとり一人が生きるまちなかま”  
をめざして

## 「なやみごと相談」のご案内

「なやみごと相談」では、毎月第2水曜日に人権擁護委員が市民の皆さんのがんやみごとや困りごとに對し、無料で相談を受けています。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。予約は不要です。※電話での相談はご遠慮ください。

6/12  
(水)

7/10  
(水)

8/7  
(水)

9/11  
(水)

いずれも13時30分から15時30分  
問い合わせ

☎ 093-245-3511

(中間市人権センター)

相談場所：中間市人権センター



## 「子育て女性再就職支援」 出張面接相談

子育てと仕事を両立したい女性の方を応援します。

※2日前までに予約が必要です

6/13  
(木)

7/11  
(木)

8/8  
(木)

9/12  
(木)

いずれも10時から12時

予約問い合わせ

☎ 093-533-6637

(子育て女性就職支援センター)

相談場所：中間市人権センター



中間市人権センター

ピンクの建物が目印です!!

住所：中間市岩瀬1丁目17-1

☎ 093-245-3511

